週休２日工事（港湾・漁港工事）の実施について

Ｑ＆Ａ

Ｑ１　岡山県が発注する港湾工事及び漁港工事とは具体的にどのような工事か。

Ａ１　次の積算基準を適用した工事です。
- 港湾請負工事積算基準
- 漁港漁場関係工事積算基準

Ｑ２　週休２日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

Ａ２　週休２日工事の実施を前提として発注しておりますが、週休２日を達成できなかった場合においても、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Ｑ３　必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

Ａ３　対象期間中の各単位期間において、８日以上の休日が確保されていればよいため、必ずしも土・日曜日に休む必要はありません。

なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた休日を確保してください。

Ｑ４　祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が土・日曜日と重なった場合はどのような扱いになるのか。

Ａ４　土・日曜日に祝日が重なった場合は、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。（２日間の休日を確保すればよい。）

夏季休暇は、８月中の土・日曜日及び祝日以外の３日間とするため、土・日曜日と重ならないよう設定をしてください。

年末年始休暇は１２月２１日～翌年１月１０日までのうち土・日曜日及び祝日を含む６日間とするため、通常の土・日曜日と同様に扱ってください。

Ｑ５　振替日はいつでもよいか。

Ａ５　当初設定した休日に作業を行う必要が生じた場合は、同じ単位期間内で振替日を設定してください。ただし、夏季休暇は８月の土・日曜日及び祝日以外の３日間、年末年始休暇は１２月２１日～翌年１月１０日までのうち土・日曜日及び祝日を含む６日間で設定してください。

Ｑ６　単位期間とはなにか。

Ａ６　土曜日から起算し４週目の金曜日まで、又は月曜日から起算し４週目の日曜日までの連続する４週間（２８日）のことです。

Ｑ７　降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。

Ａ７　同じ単位期間内であれば、問題ありません。

Ｑ８　週休２日の対象期間とは何か。

Ａ８　工事着手日（準備工事を含む。）から工事完成日（工事完成届の提出日）までで、単位期間が確保できる期間とします。なお、準備工事とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。）のことです。

　また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は週休２日工事の対象期間に含みません。

Ｑ９　工事完成日とは何か。

Ａ９　工事完成届の提出日です。

Q10　工事着手日から工事完成日までの期間が、単位期間である４週（２８日）に満たなかった場合、経費の補正はされるのか。

A10　補正対象となりません。発注者指定型の週休２日工事においては、補正分の減額の設計変更を行います。

Q11　休日の確認はどのように行うのか。

A11　「休日等取得実績表」に休日の取得実績を記入し、現場完成後速やかに発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿及びCCUSから出力した情報等当該現場を閉所したことを確認できるものに限る。）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

Q12　開所日とは何か。

A12　開所日とは現場作業や現場事務所での事務的作業を行う日とします。なお、現場管理上必要な作業のみを行う場合は閉所日として扱います。現場管理上必要な作業とは、巡回パトロールや保守点検及びコンクリート養生等の品質確保上最低限の作業等です。現場作業がなく、現場事務所以外での事務的作業のみを実施している日については、開所日に含みません。

Q13　週休２日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A13　現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込むとともに、働き方改革の促進のために３０日加えたもので設定しており、週休２日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第２３条第１項の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q14　どのような場合に週休２日を達成したことになるのか。

A14　対象期間の各単位期間において、８日以上の現場閉所日が確認できた場合です。
　なお、期間内に祝日、夏季休暇及び年末年始休暇が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所が必要です。

Q15　変更契約で共通仮設費・現場管理費を補正する場合、どの時点で週休２日達成の可否を判断されるのか。

A15　最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、工事完成日までに所定の現場閉所を確保するよう留意する必要があります。

Q16　最終変更契約後に週休２日が達成できなくなった場合（見込み含む）は、どうすればよいか。

A16　共通仮設費・現場管理費の補正が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対してすみやかに変更を申し出る必要があります。

Q17　工事成績評定に影響するのか。

A17　対象期間において週休２日を達成できた場合、工事成績評定において監督員の評価項目である「工程管理」で加点します。なお、未達成であっても減点は行いません。

Q18　履行証明書はどんな場合に発行するのか。

A18　週休２日を達成した上でしゅん功検査に合格した場合のみ発行します。

Q19　週休２日の対象外工事において、契約後に週休２日工事を希望することも可能か。

A19　週休２日の対象外工事については、週休２日を達成しても、共通仮設費・現場管理費の補正や工事成績評定での評価等は行いません。